

令和6年度第6回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年9月6日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開会 令和6年9月6日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 中嶋 英徳	2番 石井 裕	3番 上野 美登
5番 吉田 一明	6番 池上 一也	7番 宮本 静子
8番 坂本 敦子	9番 坂井 隆浩	10番 上田 正三

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	藤井 豊
長洲・清里区域	土山 道直	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

4番 菊本 耕二

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	局長補佐	松岡 高史
農業委員会事務局	書記	浦田 慶広
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 21 号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について
- ・ 議案第 22 号 農用地利用集積計画（案）について

その他

(吉田事務局長)

では、お揃いになりましたので、始めたいと思います。起立・・・礼 おはようございます・・・着席

それでは、ただ今から令和 6 年度第 6 回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。まず、中嶋会長からご挨拶をお願いします。

(中嶋会長)

皆さん こんにちは、先月 台風 10 号というので最初気象庁の予報では四国の方から曲がるという事で、全然安心しとったんですけど、段々と西側西側へ寄ってきて結局は玉名を通っていったという事で、非常に強い勢力で心配しましたけれども、私も急遽窓ガラスにはテープを張ったりとか台風対策をしました。でも、風は強かったんですけど、長崎の方からきましたけど、思ったより強くなかったかなあと思いました。私の所は大豆が倒れてしまったということですね、大豆の心配をしました。今日も大豆の消毒をしてみましたけれども、これはものになつとかなあと、心配しております。ここ数日朝晩冷えかかってきております。でも まだ来週は、34℃35℃という事で、まだまだ暑くなると思いますので、残暑厳しい中での作業となりますので、体には充分注意していただきたいと思います。今日の会議についてもどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(吉田事務局長)

それでは、本日の欠席委員のご報告をいたします。本日は 4 番 菊本委員から欠席の届出の連絡がっております。

したがいまして、本日の出席委員は 10 名中 9 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長にお願いします。

(中嶋会長)

はい これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 21 号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 22 号 農用地利用集積計画 (案) について
を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 9 番 坂井委員 10 番 上田委員にお願いいたします。

(中嶋会長)

それでは、議事には入ります。1 ページです。「報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次

のとおり報告いたします。

議案書の1ページから3ページ 受付番号8番から13番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約というふうになっております。以上で、報告第9号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何かご質問等はありませんでしょうか。

ありません。の声あり

(中嶋会長)

なければ報告第9号を終わります。

(中嶋会長)

次です。4ページから13ページです。議案第20号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の6・7ページをお願いします。受付番号8番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、長洲中学校から約500メートル東側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1ページ・2ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、公民館の駐車場拡張のための寄付による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種・第3種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地として判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可になります。資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業が既に完了しておりますので、顛末書の方を提出していただいております。計画面積の妥当性につきましては、駐車場として整備済で既に利用しており適当と判断しております。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、事業完了済であり、周辺農地への影響はありません。その他、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然浸透ということでございます。以上、受付番号8番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の2番 石井委員にお願いいたします。

(石井委員)

はい。2番 石井です。この場所はですね、向野から赤崎方面に行って折地の方に入る道があって線路を渡ってからお寺さんが左にあってその右側です。昔から公民館の駐車場として使われていたので、別に問題はないと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。続きまして、推進委員の平木推進委員にご意見を伺います。

(平木推進委員)

推進委員の平木です。ご報告いたします。この所有者の方は、元々折地の方なので、今までずっと長きにわたりこの場所は駐車場として貸されておりました。場所的には、他の農地との関連等々は、ございませんので、何も問題ないと思えます。以上です。

(中嶋会長)

事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

ありません の声あり。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第20号 受付番号8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号 受付番号8番について原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

はい、次に進みます。8ページから11ページです。受付番号9番・10番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案書の8ページから11ページ、受付番号9番から10番は、譲受人が同じですので一括して説明いたします。申請人は、第5回定例会で農地の買受適格証明願(転用目的)で議決した申請人となります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、しおかぜ子ども園の北東側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3ページから6ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、公売・売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域（第1種低層住居専用地域）である為、第3種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断しております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和6年11月1日より着工予定、令和7年10月30日完成予定であり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、貸土捨場としての必要面積として適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、貸土捨場としての利用に伴い土砂等の流出、崩壊がないように慎重に行い、境界より1m離れて法面を作り、捨土し施工するというごさいます。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するというごさいます。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透とのことです。以上、受付番号9・10番の説明を終わります。

（中嶋会長）

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の7番 宮本委員にお願いいたします。

（宮本委員）

はい。7番の宮本です。前回ありましたように、谷になってるので、何ら問題ないかと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

（中嶋会長）

はい、ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員にご意見を伺ひます。

（濱崎推進委員）

はい。推進委員の濱崎です。問題ないかと思われます。この土地はここ数年耕作されてなかったのて、説明された通り、何も問題はないかと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

（中嶋会長）

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

（上野委員）

はい、この9番の譲渡人の空欄は 何故でしょうか？

（事務局）

公売だからです。

(上野委員)

貸土捨て場という事は、泥はまた何処かに持って行くという事でしょうか？

(吉田事務局長)

買主はあくまでも個人ですので、社長さんが買って会社に貸すということです。泥はそのままです。

(中嶋会長)

盛土するなら、ここも盛土申請せなんとじゃなかつですか。

(事務局)

この農地転用の申請後、建設課の方に盛土申請をされると思います。

(中嶋会長)

他にございませんでしょうか？

ありませんの声あり。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第20号 受付番号9・10番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号 受付番号9・10番は原案のおりの許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。12・13ページです。受付番号11番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案書の12・13ページ、受付番号11番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、旧ひまわり幼稚園の北東側になります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の7・8ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のための使用貸借権の設定となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可になります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査通知の額が事業費より超過しており適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和7年9月25日で完成予定であり適当と判断しております。計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね500㎡を

下回るため適当と判断しております。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、大規模な造成工事はなく、工事を行う際には土留めを設置し周辺に土砂が流出しないよう留意して施工を行い、近隣に被害が生じた場合には申請者の責任において補償を行うということでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は地下浸透及び南側町道側溝に放流するということです。以上、受付番号 11 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 2 番 石井委員お願いいたします。

(石井委員)

はい、2 番 石井です。場所は、古城のひまわり幼稚園の跡地のいまおかクリニックのところの左側になります。地目が田になっておりますけれども、ここは少し高くなってるので、田としては、使えないと思います。草も生えてるし、別に問題はないかと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。続きまして、推進委員の平木推進委員にご意見をお願いします。

(平木推進委員)

推進委員の平木です。用地としては、問題ないかと思ひます。ただ私 池の方はブロックか何かされるのかな？と思ひます。

(事務局)

一応 大規模な造成にはならないという事で申請を受け付けております。周辺農地へも影響はないよという事で申請書を出していただいておりますので、その辺はご心配ないのかなと思ひます。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。ただいま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、他に質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 20 号 受付番号 11 番について原案とおひ許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案 20 号 受付番号 11 番は原案のおひ許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次の議事です。15 ページから 17 ページです。議案第 21 号 「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、議案第 21 号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について次のとおり提出をいたします。議案書の 15 ページから 17 ページ、受付番号 1 番です。合わせまして、説明資料の 9 ページから 10 ページを併せてご覧ください。

この申請につきましては、令和 5 年 8 月 29 日付け熊本県指令北農普振第 13 号で建売住宅建築 (3 棟) を条件に許可証が交付されていた案件についてです。申請地は、長洲駅南側になります。

許可業者は玉名市の不動産会社で、3 区画の建売住宅を計画し、当初の計画では、集水桝から北側道路側溝へ雨水を放流予定でしたが、造成工事におきまして北側道路側溝のコンクリートの斫り工事が難航したため、集水桝から南側用悪水路へ雨水の放流を変更するという事です。なお、申請者より報告が事後になった旨の顛末書提出及び周辺農地への影響を踏まえ、浜浦水利組合より排水同意書を申請者が取得されています。

以上で議案第 21 号受付番号 1 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件につきまして、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

水利組合から よかて言わしたならそれでよかったですか？

(事務局)

一応近隣の耕作者の方も組合から許可ばもろとるなら よかたいという所と、一番懸念されてた生活雑排水とかそういうものではありませんので、あくまでも雨水の排水という事で、水利組合が許可したならそれでいいと もう話はしております。

(中嶋会長)

他に質問等はございませんでしょうか。なければ、採決をいたします。議案第 21 号受付番号 1 番について賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 21 号受付番号 1 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

はい、議事に入ります。18 ページです。「議案第 22 号 農用地利用集積計画 (案) について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 22 号 農用地利用集積計画 (案) が定められたので、農業経営

基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、19 ページが総括表となり 2024 年の期間ごとの総括になります。20 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては、21～22 ページ 賃借権 6 件 83 筆 41,933 m²、23 ページ 使用貸借権 3 件 5 筆 2,204 m²、24 ページが所有権移転の一覧で現在の耕作面積に今回の所有権移転面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては、25 ページ所有権移転 1 件 3 筆 2,497 m²となっております。

以上、議案第 22 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり決定いたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ、事務局の方から何かありましたら、よろしく願いいたします。

- 1 9 月農業者年金の加入促進の研修会について
- 2 11 月の九州ブロック女性の研修会について
- 3 最適化推進会議の開催延期について
- 4 全国農業新聞購読勧誘について
- 5 ウインドブレーカーor ベストの購入について
- 6 傷害保険加入について
- 7 農地利用状況調査進捗状況確認及びタブレットの返却について
- 8 地域計画と目標地図の作成の説明について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和 6 年度第 6 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(吉田事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前 11 時 8 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印